

新規 価格高騰緊急支援給付金(5万円)

詳細 臨時特別給付金受付窓口(市役所9階) ☎(32)6266

12月中旬ごろに対象世帯へ確認書を発送します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和4年度住民税非課税世帯)に対して、1世帯当たり5万円を支給します。

- 対象者**
- ①住民税非課税世帯=令和4年9月30日(基準日)に、本市に住民登録があり、同一世帯に属する方全員が令和4年度の住民税均等割非課税である世帯(基準日時点で生活保護を受給されている方を含む)
 - ②家計急変世帯=令和4年度の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額または1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯(①に該当しない世帯で、令和4年1月以降に予期せず家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯)
 - ※①②ともに住民税均等割が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯(単身赴任や学生の一人暮らしなどの場合)は対象外

支給額 1世帯当たり5万円 ※確認書の到着後3週間程度で、世帯主義の預貯金口座に振り込み

- 申請方法**
- ①令和5年2月28日(火)までに確認書を郵送(必着)で
※確認書は12月中旬頃に市から郵送、詳しいご案内は確認書に同封
 - ②令和5年2月28日(火)までに総合福祉課(HPでダウンロード可)で配布の申請書に収入見込額の中立書など(詳しくはHPをご確認ください)を添付して直接または郵送(必着)で ※12月1日(木)から受け付け開始



▲詳細はこちら

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

詳細 こども支援課 ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円の特別給付金を支給します(国5万円+道1万円)。

- 対象者**
- 低所得のひとり親世帯で次のいずれかに該当する方①令和4年4月分児童扶養手当受給者②公的年金等受給(障害年金や遺族年金)により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった
 - 低所得のふたり親世帯で次のいずれかに該当する方④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が非課税水準まで下がった
 - ※どちらか一方の給付金しか受け取れません ※⑤、⑥は令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です
 - ※対象児童の年齢要件は平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から令和5年2月28日生まれです

支給日 ①、④=支給済み ②、③、⑤、⑥=こども支援課で配布の申請書を受理後随時支給

申請方法 令和5年2月28日(火)までに直接または郵送(必着)で こども支援課



▲詳細はこちら

新規 事業継続支援事業2022(第2弾)

詳細 緊急経済対策給付金室(商業振興課) ☎(32)6445

エネルギー価格や物価の高騰などにより、売り上げまたは利益が大幅に減少した事業者に対し、事業を継続するための緊急的な支援を実施します。

対象者 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

詳細はこちら▶

対象要件 令和4年10月~5年1月の期間のうち、次のいずれかに該当する事業者●対象期間のうちのひと月の売り上げが、令和元年10月~4年1月のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月がある●対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費が、令和元年10月~4年1月のいずれか1年の同月を超え、かつ利益(売り上げ-仕入れ額または経費)が10%以上減少している

支援内容 1事業者当たり10万円を給付(1事業者につき1申請)

申請方法 令和5年2月28日(火)までに原則郵送(消印有効)で 緊急経済対策給付金室(商業振興課)



第三者認証取得推奨給付金事業 **申請期限間近!**

詳細 緊急経済対策給付金室(商業振興課) ☎(32)6445

対象者 市内で飲食店営業許可を受け、北海道の第三者認証制度の認証を取得している店舗を営業者
※店舗規模の大小、主たる事業者の住所、法人・個人は問いません

支給額 北海道の第三者認証制度の認証を取得した店舗に1店舗当たり5万円を支給
※同一事業者が複数店舗で認証取得をした場合、各店舗分該当

申請方法 12月28日(火)までに原則郵送(消印有効)で 緊急経済対策給付金室(商業振興課)



▲詳細はこちら